

別記様式第5号（第8条関係）

浄化槽設置整備事業実績報告書

令和 年 月 日

那須烏山市長 あて

補助対象者 住 所
氏 名

令和 年 月 日付け那烏指令 第 号により交付決定の通知を受けた
浄化槽設置整備事業が完了したので、那須烏山市浄化槽設置整備事業補助金交付規程第8
条の規定により報告します。

補助金交付決定額	円
事業完了年月日	令和 年 月 日

添付書類

- (1) 浄化槽保守点検業者との維持管理に関する委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
- (2) 浄化槽（第7条）法定検査依頼書の写し
- (3) 収支精算書及び工事費領収証の写し
- (4) 浄化槽設置整備事業補助金交付申請書の添付書類の配置図及び建物の平面図に変更があったときは、変更後の配置図及び建物の平面図
- (5) 浄化槽設置工事の現場写真
- (6) 施工状況のチェックリスト
- (7) 浄化槽工事完了報告書
- (8) 浄化槽使用開始報告書
- (9) 浄化槽の使用を廃止したときは、浄化槽使用廃止届出書
- (10) その他市長が必要と認める書類

別記様式第6号（第8条関係）

収支精算書

1. 収入の部

科目（品名）	予算額	精算額	比較増減	摘要
自己負担金	円	円	円	
市補助金 （人槽）	円	円	円	
市補助金 （宅内配管工事）	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
合計	円	円	円	

2. 支出の部

科目（品名）	予算額	精算額	比較増減	摘要
浄化槽	円	円	円	
宅内配管工事費	円	円	円	
その他の工事費	円	円	円	
	円	円	円	
消費税	円	円	円	
合計	円	円	円	

3. 補助金所要額

工事費	人槽区分	補助金所要額
円	人槽	円

別記様式第7号（第8条関係）

チェックリスト

検査項目		チェックのポイント	欄
1	流入管及び放流管の勾配	汚物や汚水の停滞がないか	
2	放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか	
3	誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか	
		雨水や工場廃水等が流入していないか	
4	マスの位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切なマスが設置されているか	
5	流入管、放流管及び空気配管の変形、破損のおそれ	管の露出等により変形、破損のおそれはないか	
6	かさ上げの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか	
7	浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いにくい場所に設置されていないか	
		保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか	
		コンクリートスラブが打たれているか	
8	漏水の有無	漏水が生じていないか	
9	浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか	
10	接触材等の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床層のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形や破損はないか	
		しっかり固定されているか	

11	ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置 の変形、破損、固定及び稼動の状況	各装置に変形や破損はないか	
		しっかり固定されているか	
		空気の出方や水流に片寄りはないか	
12	消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか	
		しっかり固定されているか	
		薬剤筒は傾いていないか	
13	ポンプ設備（流入ポンプ及び放流ポンプ）設置稼動状況	ポンプマスに変形や破損はないか	
		ポンプマスに漏水のおそれはないか	
		ポンプマスが2台以上設置されているか	
		設計どおりの能力のポンプが設置されているか	
		ポンプの固定が十分行われているか	
		ポンプの取り外しが可能か	
		ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼動を妨げるおそれはないか	
14	ブロワーの設置、稼動状況	防振対策がなされているか	
		固定が十分行われているか	
		アースはなされているか	
		漏電のおそれはないか	
<p>上記のとおり確認したことを証します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">担当浄化槽設備士氏名 (印)</p> <p style="text-align: center;">(浄化槽設備士免状の交付番号)</p>			

別記様式第6号（第4条関係）

令和 年 月 日

那須烏山市長 あて

届出者 住 所

氏 名 ㊟

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

浄化槽使用廃止届出書

浄化槽の使用を廃止したので、浄化槽法第11条の2の規定により、次のとおり届け出ます。

設置場所の地名地番	
使用廃止の年月日	令和 年 月 日
処 理 の 対 象	①し尿のみ ②し尿及び雑排水
廃 止 の 理 由	
※ 事 務 処 理 欄	
(注意) 1 ※欄には、記載しないこと。 2 処理の対象欄は、該当する事項を○で囲むこと。	

備考

- 1 記名押印に代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。